

消費者機構日本ニュースレター

142号

第14回通常総会および総会記念シンポジウムのご案内

すでに、会員の皆様には、書面でご案内をさしあげているところですが、来る6月8日（金）に、消費者機構日本第14回通常総会と総会記念シンポジウムを下記要領で開催いたします。

特に、総会記念シンポジウムについては、消費者機構日本が特定適格消費者団体として認定を受けて1年半が経過したことから、集团的被害回復の取り組みの状況を事案に則して報告するとともに、今後の課題について考えるパネルディスカッションを行います。皆様のご参加をお願い申し上げます。

お申込みは、すでに会員種別に応じて郵送しています出欠通知書または傍聴等申込書にもとづいて、消費者機構日本事務局（fax 03-5216-6077）までご送付をお願いいたします。

seminar@coj.gr.jp までにご送信いただいても構いません。

第14回通常総会のご案内

1. 日 時 2018年6月8日（金） 17時30分～18時30分
2. 会 場 主婦会館プラザエフ 地下2階 クラルテ
3. 議 案 審議事項：第1号議案 2017年度事業報告承認の件
第2号議案 2017年度決算承認の件
第3号議案 役員選任の件
報告事項：(1) 2018年度事業計画
(2) 2018年度予算

総会記念シンポジウムのご案内

1. 日 時 2018年6月8日（金） 18時45分～20時05分
2. 会 場 主婦会館プラザエフ 地下2階 クラルテ
3. 参加費 無料
4. 次 第 18:30～18:35 [主催者挨拶] [第14回通常総会報告]
18:35～19:50 パネルディスカッション
「集团的消費者被害回復の取り組みの状況と課題」
<パネリスト>
弁護士 瀬戸和宏 さん
弁護士 中野和子 さん
弁護士 北後政彦さん
<助言者>
一橋大学大学院法学研究科 教授 山本和彦 さん
<コーディネーター>
弁護士 鈴木敦士さん

株式会社エーチーム・アカデミーに対し、差止請求訴訟を東京地方裁判所に起こしました。
東京地方裁判所平成 30 年（ワ）第 15327 号

1. 差止請求訴訟を提起するまでの経緯

(1) 消費者より、当該事業者の運営する芸能人養成校「エーチーム・アカデミー」（以下、「本件学校」といいます。）の入学時諸費用（38 万円）の不返還についての情報提供が当機構に寄せられました。

当機構で本件学校の学則を確認したところ、「退学あるいは除籍に際して、すでに納入している入学時諸費用は返金しない。」「オリエンテーション実施日以後の退学等の場合は、入学時諸費用を返金しない。」という条項がありました。

(2) 当機構は、当該事業者に対し、上記内容が消費者契約法第 9 条第 1 号に抵触する不当条項であると考えられることから上記内容の意思表示を行わないこと（本件学校の学則から削除すること）を求め、2017 年 9 月 4 日付で裁判外での申入れを行いました。

これに対し、当該事業者より同年 10 月 19 日付で回答書が送付されました。

(3) 当該事業者からの回答は「申入れ事項の全てではなく、一部について改訂の検討に入る」というものであり、当機構の申入れ（学則から入学時諸費用の不返還条項を削除すること）に沿った具体的な内容ではありませんでした。

当機構は、入学時諸費用を不返還としていることが問題である理由を記した再申入書を 2017 年 11 月 17 日付で当該事業者へ送付しました。

これに対する回答がいただけなかったため、同年 12 月 26 日付及び 2018 年 2 月 9 日付で文書にて回答を要請しましたが、当該事業者からは回答をいただけませんでした。

(4) そのため、当機構は、2018 年 4 月 25 日付で消費者契約法第 41 条第 1 項に定める書面による差止請求を行いました。

その後、1 週間余を経過しても差止請求の趣旨に添った措置が執られたことが確認できなかったため、2018 年 5 月 16 日に同事業者を被告とする訴訟を東京地方裁判所へ提起しました。（東京地方裁判所平成 30 年〔ワ〕第 15327 号）

2. 差止請求の趣旨

以下の内容を請求します。

(1) 当該事業者は、消費者との間で契約をするに際し、下記内容の意思表示を行わないこと。

① 学の際、すでに納入している入学時諸費用を返金しないとの意思表示

② 除籍処分の場合、すでに納入している入学時諸費用を返金しないとの意思表示

(2) 当該事業者は、前項の意思表示が記載された契約書、約款、学則その他一切の表示を破棄すること

(3) 当該事業者は、その従業員らに対し、第 1 項記載の意思表示を行ってはならないこと及び前項記載の契約書、約款、学則その他一切の表示を破棄して使用しないことを周知徹底させる措置をとること

※訴状等の詳細は、当機構ウェブサイトを参照ください。

http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_180518_01.html

(株)アルシェ（モデル事務所）に、アダルトビデオ出演のためにする契約の勧誘に際して、不当な勧誘をやめるよう申入れました。

近時、アダルトビデオへの出演強要事件が社会問題となっているところですが、当機構にも情報提供がありましたので、検討を重ねてまいりました。この度、(株)アルシェ（以下「アルシェプロダクション」）に対して、消費者契約法の不当勧誘に該当するとして、アダルトビデオ出演（以下「AV出演」）のためにする契約の勧誘に際して行っている次の行為をやめるよう申入れを行いました。申入れ書面は当機構のウェブサイトを参照ください。

http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_180523_01.html

不当勧誘の概要

- ・実際は、AV出演をした個人の身元が明らかになる可能性があるにもかかわらず、「絶対にバレない」等とだまして勧誘していた。（不実告知）
- ・実際は、個人が勧誘の際に実演したくないと申請した「NG項目」を実演させていることが多いのに、「NG項目はやらなくてよいから」とだまして勧誘していた。（不実告知）
- ・勧誘を受けている個人が、その場から退去することを希望しているのに退去させなかった。（退去妨害）

今後、アルシェプロダクションから回答が届きましたら、適時、当機構のホームページにてお知らせいたします。

※(株)アルシェ：所在地は東京都渋谷区。「アルシェプロダクション」との屋号でプロダクション事務所を運営している。

中古自動車販売業者である有限会社GARAGE D・O・G(ヤフオク出品者:tomog11997)は、不当条項を含む契約書を使用しないことを約束し、ヤフオク!における自社の保証内容に係る表記も修正しました。

ニューズレター137号で、有限会社GARAGE D・O・G（東京都新宿区）に対し、当該事業者が使用する「自動車売買契約書」「トリプルサポートサービスの締結に関する契約書」「自動車購入委託契約書」「自動車購入委託契約書 自動車購入委託契約事項」について、問題があると判断し、差止の申し入れを行ったことを報告いたしました。その後、当該事業者と協議を重ね、当機構と確認書と取り交わし、唯一事業展開をしているヤフオク!の中で、保証内容に係る表記が修正されたことを確認した為、当該事業者との協議を終了しました。

【確認書の内容】

①契約条項について

- ・ヤフオク!での中古自動車等の販売業務において、当初申入れ対象となった契約条項は使用せず、同趣旨の意思表示を行っていないこと。
- ・今後、ヤフオク!に限らず、中古自動車販売業務を行うにあたって、当初申入れの対象となった契約条項は使用せず、同趣旨の意思表示を行わないこと。

②ヤフオク!における「当社サポートサービス」に関する広告及び表示について、業務の実態に合わせ確実に保証ができる範囲について正確に記載するよう、すみやかに是正すること。

その後、ヤフオク！の保証内容の記載が確認書の趣旨に沿って修正されたことを確認しました。詳しくは、当機構のホームページをご覧ください。

http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_180319_01.html

※当該事業者のウェブサイトにおける保証内容の表記について

当該事業者のウェブサイトにおける保証内容の表記は従前のままであり、修正されていません。こちらの表記については、修正までに一定の期間を要するとのことでした。

当該事業者は、当面ヤフオク！のみの事業展開であると説明しており、ヤフオク！での当該事業者との契約については、今回、修正記載された保証内容が適用されます。

今後、ヤフオク！以外のチャンネルで事業を再開する場合には、当該事業者のウェブサイトにおける保証内容についても、ヤフオク！における「当社サポートサービス」の記載内容の修正と同様の是正が必要であることを指摘しています。

全国の適格消費者団体（17 団体）のホームページ公表情報（3 月 16 日～5 月 31 日分）

○各適格消費者団体（17 団体）のホームページの公表情報です。差止請求訴訟、事業者への申入れ等の活動を中心に紹介します。4 月 24 日に「特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会」が新たに、特定適格消費者団体の認定を受けました。おめでとうございます。

| 適格消費者団体名・特定適格消費者団体 | 公表情報(3月16日～5月31日) |
|---|--|
| <p>《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/index.php</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 3 月 28 日：株式会社都屋との申入れ経過について公開します。 http://www.e-hocnet.info/offer/poo67.htm ■ 4 月 26 日：消費者支援ネット北海道と医療法人社団千仁会との差止請求に関する協議が調ったことについて http://www.e-hocnet.info/news/poo72.htm ■ 5 月 2 日：道北振興㈱に対する再申入書を送付しました。 http://www.e-hocnet.info/offer/poo76.htm ■ 5 月 2 日：「消費者契約法の一部改正する法律案」に関する意見書を提出しました。 http://www.e-hocnet.info/report/poo75.htm |
| <p>《消費者市民ネットとうほく》 http://www.shiminnet-tohoku.com/</p> | <p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p> |
| <p>《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 4 月 2 日 AIG 損害保険（株）に対する申入れ活動を終了しました http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/180402_01.html ■ 5 月 1 日：株式会社 NTT ドコモ差止請求訴訟判決について http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/180501_01.html ■ 5 月 21 日：「アメニティ申込書」の改善を確認できたため、申入れ活動を終了しました http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/180521_02.html |
| <p>《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 3 月 16 日：【被害回復】株式会社ジョンマスターオーガニックグループに対する被害回復の要請を行い、一定の条件を満たせば返金も選択できるようになりました。 |

| | |
|--|--|
| | <p>http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_180316_01.html</p> <p>■3月19日：中古自動車販売業者である有限会社 GARAGE D・O・G（ヤフオク出品者：tomo911997）は、不当条項を含む契約書を使用しないことを約束し、ヤフオク！における自社の保証内容に係る表記も修正しました。 http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_180319_01.html</p> <p>■5月9日：消費者契約法改正法案への要望書を提出しました。 http://www.coj.gr.jp/iken/topic_180509_01.html</p> <p>■5月23日：株式会社エーチーム・アカデミーに対し、差止請求訴訟を東京地方裁判所に起こしました。 http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_180518_01.html</p> <p>■5月29日：（株）アルシェ（モデル事務所）に、アダルトビデオ出演のためにする契約の勧誘に際して、不当な勧誘をやめるよう申し入れました。 http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_180523_01.html</p> |
| <p>《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/</p> | <p>■3月24日：消費者基本計画工程表改訂素案についての意見を提出いたしました。 http://www.zenso.or.jp/information/news/4370.html</p> <p>■5月30日：電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見書を提出いたしました。 http://www.zenso.or.jp/information/news/4607.html</p> |
| <p>《消費者支援ネットワークいしかわ》 http://cnet-ishikawa.com/</p> | <p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p> |
| <p>《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/</p> | <p>■3月22日：APAMAN株式会社申入書 http://cnt.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2018/03/fo4e6fa6bd47b8e9c31de45729f0fab7.pdf</p> <p>■3月22日：株式会社ワニブックス申入書 http://cnt.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2018/03/610e6a35cdb75714d5691ac8afe87680.pdf</p> <p>■3月23日：日本ワーキング・ホリデー協会申入れ終了通知書 http://cnt.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2018/03/45a45284bb607d51a4bec1f1cea73c27.pdf</p> <p>■3月23日：ザ・グロウ・オリエンタル名古屋から回答書が届きました。</p> <p>■3月23日：株式会社メディアハーツに対する差止請求訴訟の第1回期日が終了しました</p> <p>■4月6日：プレミアムウォーター株式会社から、FAXにて回答書が届きました</p> <p>■4月6日：APAMAN株式会社から書面で回答書が届きました。</p> <p>■4月9日：株式会社クレールコーポレーションから書面で回答書が届きました。</p> <p>■4月20日：株式会社ワニブックスからFAXにて回答書が届きました。</p> <p>■4月24日：KDDI（株）故障紛失サポート規定申入書 http://cnt.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2018/04/1944e52932c6b6ea45af33947afa8865.pdf</p> <p>■4月24日：株式会社メイション1. 5次会婚 問い合わせ兼申入書</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>http://cnt.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2018/04/2980c94d9384732541fc383103729c5-2.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 4 月 24 日 : GMOコイン株式会社申入書 http://cnt.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2018/04/a30449267ode31a974bbaecf4cb70ea8-1.pdf ■ 4 月 24 日 : 株式会社アイエーシーインターナショナル差止請求書 http://cnt.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2018/04/47f998fbb3dfoaadcof6d84bo886bf30.pdf ■ 4 月 24 日 : 株式会社 I AM、インターナショナル・メディア学院差止請求書 http://cnt.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2018/04/36fc113f050992c292a247cbbc8e06c.pdf ■ 4 月 24 日 : 「消費者契約法の一部改正する法律」についての意見書 http://cnt.or.jp/archive/3386.html ■ 4 月 25 日 : 株式会社 I AM、インターナショナル・メディア学院 F A X にて回答書が届きました。 ■ 5 月 6 日付 : 株式会社アイエーシーインターナショナルから、書面にて回答書が届きました。 http://cnt.or.jp/information/3393.html ■ 5 月 20 日付 : 株式会社クレールコーポレーションから書面で回答書が届きました。 http://cnt.or.jp/information/3401.html ■ 5 月 24 日付 : GMOコイン株式会社から書面で回答書が届きました。 http://cnt.or.jp/information/3403.html ■ 5 月 22 日付 : プレミアムウォーター株式会社に対して連絡書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/3405.html ■ 5 月 22 日 : 株式会社 I AM (インターナショナル・メディア学院) に対して連絡書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/3408.html ■ 5 月 22 日付 : K D D I (株) から書面で回答書が届きました。 http://cnt.or.jp/information/3411.html |
| <p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/index.html</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 3 月 16 日 : 消費者契約法の一部を改正する法律案に対する意見書 http://kccn.jp/data/ikensho/20180316ikensho-shohishakeiyakuho.pdf ■ 3 月 19 日 : 消費者基本計画工程表改定素案に対する意見 http://kccn.jp/data/ikensho/20180319ikensho-shohishakihonkeikaku.pdf |
| <p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 3 月 23 日 : 「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見を提出しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000726 ■ 4 月 6 日 : 大阪府と「消費生活相談情報の提供と利用に関する覚書」を締結しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000798 ■ 4 月 12 日 : 郵便貯金・簡易生命保険管理機構から回答書を受領しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000799 |

| | |
|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ■ 5 月 2 日：(株)ジェイコムウエストに対して勧誘行為の改善を求める要請書を送付しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000800 ■ 5 月 17 日：家賃債務保証会社のフォーシーズ(株)に対する差止訴訟の第 9 回裁判が行われました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000804 ■ 5 月 23 日：簡易生命保険の約款をめぐる問題について、独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構に対して、「要請書(その 6)」を送付しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000805 ■ 5 月 31 日：「消費者契約法の一部を改正する法律案」の国会審議に際し、5 月 21 日衆議院消費者問題に関する特別委員会委員に要請書を届けました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000808 |
| <p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 3 月 19 日：株式会社 IHI 技術教習所、職業訓練法人近畿建設技能研修協会及び一般社団法人日本ボイラ協会に対して、質問書を送付しました。 http://hyogo-c-net.com/overture.html#180319 ■ 4 月 5 日：宅配パソコン修理「オープンリペア」を運営するオルネスホールディング株式会社に対する申入れ活動を終了しました。 http://hyogo-c-net.com/overture.html#170531 ■ 4 月 12 日：職業訓練法人近畿建設技能研修協会から「平成 30 年 3 月 19 日付質問書に対する回答について」が届きました。 http://hyogo-c-net.com/overture.html#180412 ■ 4 月 16 日：株式会社 IHI 技術教習所から「貴質問書について(ご回答)」が届きました。 http://hyogo-c-net.com/overture.html#180416 ■ 4 月 18 日：一般社団法人日本ボイラ協会から「平成 30 年 3 月 19 日付質問書について」の回答書が届きました。 http://hyogo-c-net.com/overture.html#180418 |
| <p>《消費者ネットおかやま》 http://okayama-con.net/</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 4 月 12 日：インターネット自動車買取サービス カーネクストのキャンセル料について改善を求め、運営会社ラグザスクリエイトに差止請求を行いました。 http://okayama-con.net/sasidome/180412raguzasu_jizen.pdf ■ 4 月 13 日：ANA クラウンホテル【早割 10%OFF ご予約は 7 日前まで!】の 100%のキャンセル料について改善を求め、差止請求を行いました。 http://okayama-con.net/sasidome/180413anahotel.pdf ■ 5 月 10 日：(有)野草酵素に、新聞広告表示の改善を求めて申入書を送付しました http://okayama-con.net/sasidome/180510yasou.pdf ■ 5 月 18 日：(有)野草酵素から回答書が届きました http://okayama-con.net/sasidome/180521yasou.pdf |
| <p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 5 月 29 日：株式会社 Dstyle へ消費者契約法 41 条第 1 項に基づく請求書を送付しました。 http://www.shohinet-h.or.jp/%E5%B7%AE%E6%AD%A2%E3%82%81%E3%83%BB%E7%94%B3%E5%85%A5%E3%82%8C%E6%83%85%E5%A0%B1/%E6%A0%AA%E5%BC%8F%E4%BC%9A%E7%A4%BE-dstyle%E3%81%B8%E3%81%AE%E7%94%B3%E5%85%A5%E6%B4%BB%E5%8B%95%E4%B8%80%E8%A6%A7/ |

| | |
|--|--|
| | <p>■5月29日：家庭教師のフォローアップへ消費者契約法第41条第1項に基づく請求書を送付しました。 http://www.shohinet-h.or.jp/%E5%B7%AE%E6%AD%A2%E3%82%81%E3%83%BB%E7%94%B3%E5%85%A5%E3%82%8C%E6%83%85%E5%A0%B1/%E5%AE%B6%E5%BA%AD%E6%95%99%E5%B8%AB%E3%81%AE%E3%83%95%E3%82%A9%E3%83%AD%E3%83%BC%E3%82%A2%E3%83%83%E3%83%97%E3%81%B8%E3%81%AE%E7%94%B3%E5%85%A5%E6%B4%BB%E5%8B%95%E4%B8%80%E8%A6%A7/</p> |
| <p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p> | <p>■5月24日：株式会社アイ・アイ・エス(さくら幸子探偵事務所)申入れ活動終了の報告 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/874</p> <p>■5月24日：アプライド株式会社第17回弁論準備期日の報告 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/878</p> |
| <p>《佐賀消費者フォーラム》 http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html</p> | <p>■株式会社平安閣エヌピーオー互助会に対する裁判(解約金条項使用差止請求事件)の第9回期日は平成30年5月16日(水)10時30分より佐賀地裁3号ラウンド法定にて開かれました。次回期日は、平成30年7月12日(木)16時00分です。</p> <p>■5月22日：アセット・コレクションズ・ジャパン株式会社に対し、平成29年11月17日付で受領した回答書に対し、さらなる要望を送りました。</p> <p>■5月22日：株式会社アンサンブルアンフランセに対し、利用規約の変更を求める申し入れを行いました。</p> <p>■5月28日：株式会社アンサンブルアンフランセに対する申入書が受取拒否され戻ってきました。</p> |
| <p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p> | <p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p> |
| <p>《消費者支援ネットくまもと》 http://www.net-kuma.com/</p> | <p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p> |
| <p>《消費者支援群馬ひまわりの会》 https://www.npo-himawari.jp/</p> | <p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p> |



特定非営利活動法人 消費者機構日本

発行人:和田寿昭 編集責任者:磯辺浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6階

TEL:03-5212-3066 FAX:03-5216-6077